

全国がん登録に係る情報提供について

全国がん登録の概要

- 「全国がん登録」とは、がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号。以下「法」という。）に基づき、日本でがんと診断された全ての人のデータを国で1つにまとめて集計・分析・管理する仕組みで、平成28年1月に開始
- 収集する情報は、氏名、性別、生年月日、住所、がんの種類、進行度、治療の内容等26項目
- 国・地方公共団体のがん対策に必要な調査研究、がん医療の質の向上等に資する調査研究を行う者等への情報提供が可能
- 2以上の都道府県に係るがん情報については国が情報提供を行い、それ以外は都道府県が情報提供を行う

情報提供の事務フロー

提供依頼申出者

①利用内容
の検討

②事前相談

③対応

④申出文書提出

県・がん対策
審議会

⑦審査等

⑥受領通知

⑧結果通知

⑨結果通知

⑪データ提供

⑫データの利用

⑬公表予定内容の報告

⑮データの廃棄

⑯廃棄処理報告

窓口組織（がん登録室）

⑤申出受付・文書の形式点検

⑩データの作成（匿名化含む）

⑭公表予定内容の確認

※ 法第20条に基づく提供（病院等への提供）の場合、⑦における審議会への意見聴取は不要。

都道府県がん情報の提供について

1 情報提供申出者等について

申出者	申出の種類	利用目的等	備考
宮崎県がん登録室 (宮崎大学医学部 附属病院)	提供 (法第18条)	2019年宮崎県がん登録 報告書作成のため	2018年宮崎県がん登録 報告書に準じて作成

第十八条 都道府県知事は、当該都道府県のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため、これに必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、当該都道府県に係る都道府県がん情報又はこれに係る特定匿名化情報を自ら利用し、又は次に掲げる者に提供することができる。この場合においては、前条第一項ただし書の規定を準用する。

一 [略]

二 当該都道府県若しくは当該都道府県が設立した地方独立行政法人から当該都道府県のがん対策の企画立案若しくは実施に必要ながんに係る調査研究の委託を受けた者又は当該都道府県若しくは当該都道府県が設立した地方独立行政法人と共同して当該がんに係る調査研究を行う者

三 [略]

2 形式点検の結果について

全ての項目において、基準に適合している

3 宮崎県がん対策審議会での審査について

- ・ 審査報告書（案）
- ・ 原則として秘匿する少数集計値（1以上、10未満）の取扱い